

宮田村地域防災計画

その他災害対策編

林野火災対策編

雪害対策編

鉄道施設災害対策編

平成26年度年度策定

宮田村防災会議

〔目 次〕

その他災害対策編

－林野火災対策編－

第1章 災害予防計画	
第1節 林野火災に強い地域づくり	1
第2節 林野火災防止のための情報の充実	3
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	3
第2章 災害応急対策計画	
第1節 林野火災の警戒活動	5
第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制	6
第3節 活動体制の確立	6
第4節 消火活動	7
第5節 二次災害の防止活動	8
第3章 災害復旧計画	9

－雪害対策編－

第1章 災害予防計画	
第1節 雪害に強い地域づくり	11
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	13
第3節 観測・予測体制の充実	14
第2章 災害応急対策計画	
第1節 災害直前活動	16
第2節 除雪等の実施	17

－鉄道施設災害対策編－

第1章 災害予防計画	
第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実	23
第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等	23
第3節 鉄道車両の安全性の確保	25
第4節 鉄道交通に携わる人材の育成	26
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	26
第6節 再発防止対策の実施	29
第2章 災害応急対策計画	
第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	30
第2節 活動体制及び応援体制	31

第3節	救助・救急・消火活動	32
第4節	緊急交通路及び代替交通手段の確保	33
第5節	関係者等への情報伝達活動	33

一 林野火災対策編一

第1章 災害予防計画

基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1 基本方針

村は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を確立する。
- 2 林野火災消防計画に基づく予防対策を実施する。

第3 計画の内容

1 林野火災消防計画の確立

上伊那広域消防本部等と連携を図り、林野火災消防計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。なお、計画の作成にあたっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

(1) 関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画するものとする。

ア 特別警戒実施計画

- (ア) 特別警戒区域
- (イ) 特別警戒時期
- (ウ) 特別警戒実施要領

イ 消防計画

- (ア) 消防分担区域
- (イ) 出動計画

- (ウ) 防ぎよ鎮圧要領
- ウ 資機材整備計画
- エ 防災訓練の実施計画
- オ 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

林野火災消防計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(1) 防火思想の普及

- ア 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- イ 自主防災組織の育成を図る。

(2) 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- ア 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。
- イ 林野火災予防マップ作成の推進を図る。
- ウ 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
- エ 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材の整備を推進する。

(3) 森林保全巡視員による巡視

(4) 林野所有（管理）者に対する指導

- ア 火の後始末の徹底
- イ 防火線・防火樹帯の設置
- ウ 自然水利の活用による防火用水の確保
- エ 地ごしらえ、火入れ行為等をするにあたっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。
- オ 火災多発期における見回りの強化
- カ 消火のための水の確保等

(5) 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備を引き続き推進する。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 気象情報の収集体制の整備

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

- (1) 長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努めるものとする。

【関係機関が実施する計画】(長野地方気象台)

ア 気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

- (1) 林野火災の発生しやすい時期において、広報車等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。

- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡関係

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じ車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

- (1) 防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進めるものとする。
- (2) 状況に応じて車両等による現地情報の収集体制を整備するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

- (1) 職員の参集等活動体制の確認を行うものとする。
- (2) 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行うものとする。

3 消火活動関係

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

- (1) 上伊那広域消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化するものとする。
- (2) 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握するものとする。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

- (1) 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施するものとする。
- (2) 消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1節 林野火災の警戒活動

第1 基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視や監視を強化し、地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

- 1 林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災の発生のおそれがある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

2 実施責任者

林野火災の警戒活動は、総務部総務班が消防本部、消防団等と連携して行う。

3 林野火災の警戒

- (1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

- (2) 火入れ、たき火、喫煙等の制限

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

イ 長野地方气象台から気象警報、注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防団の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

ウ 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹流し、旗等消防

信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線等を通じ、周知徹底する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報収集のための、関係機関相互の連絡体制を確立する。

第2 主な活動

- 1 林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

現地との通信体制を確立し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

2 実施責任者

発災直後の情報の収集、連絡体制の活動は、総務部総務班が消防本部、消防団等と連携して行う。

3 発災直後の情報の収集

- (1) 消防防災ヘリコプターによる偵察の要請
- (2) 職員の災害現場への派遣

第3節 活動体制の確立

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確立する。

第2 主な活動

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 実施責任者

活動体制の確立活動は、総務部総務班が消防本部、消防団等と連携して行う。

2 災害情報の収集・連絡体制

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

- (1) 職員の災害現場への派遣及び状況報告
- (2) 消防本部からの県への火災速報の送信
- (3) 状況に応じ、消防防災ヘリコプター等の応援要請の実施

3 山林所有（管理）者の活動体制

山林所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行うものとする。

- (1) 村及び消防署は、林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求めるものとする。
- (2) 山林所有（管理）者等は、初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行うものとする。

第4節 消火活動

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 実施責任者

消火活動は、総務部総務班、消防本部、消防団がそれぞれの役割分担に応じて関係機関等と連携して行う。

2 消火活動

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

- (1) 村は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため、消火活動にあたっては被害の拡大を最小限に食い止めるため、上伊

那広域消防本部と連携して、次の事項を検討し、最善の方途を講ずるものとする。

また、消火活動については、地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

- ア 出動部隊の出動区域
 - イ 出動順路と防ぎよ担当区域
 - ウ 携行する消防機材及びその他の器具
 - エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
 - オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
 - カ 応急防火線の設定
 - キ 救急救護対策
 - ク 住民等の避難
 - ケ 空中消火の要請
 - (ア) 長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県消防相互応援協定による要請
 - (イ) 自衛隊の派遣要請
 - (ウ) 長野県消防防災ヘリコプター「アルプス」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防相互応援実施要領」に基づく他県等の所有するヘリコプターの要請
- 【関係機関が実施する対策】(中部森林管理局)
- ア 国有林火災の場合の通報連絡
 - 国有林又は国有林附近の林野火災を覚知した森林管理署等は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努めるものとする。
 - イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、知事に要請するものとする。

第5節 二次災害の防止活動

第1 基本方針

林野火災により荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、県からの緊急点検結果の情報に基づき、速やかに警戒避難体制の整備等必要な措置をとり、二次災害から住民を守る。

第2 主な活動

- 1 二次災害発生を防止する措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供を行う。

第3 活動の内容

- 1 実施責任者
 - 二次災害の防止活動は、総務部総務班が、関係者及び関係機関等と連携して行う。
- 2 二次災害の防止活動
 - 危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。
 - (1) 緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の警備等必要な措置をとるものとする。

第3章 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

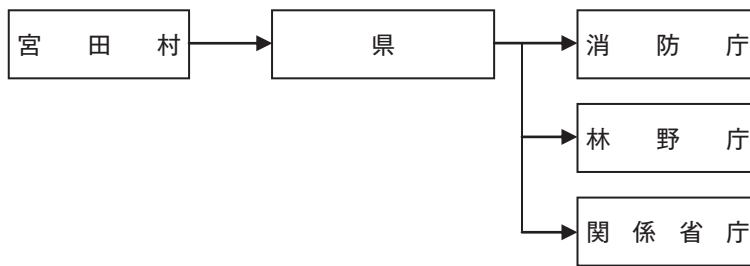
2 災害復旧計画

寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに、関係者等に対する普及啓発を行う。

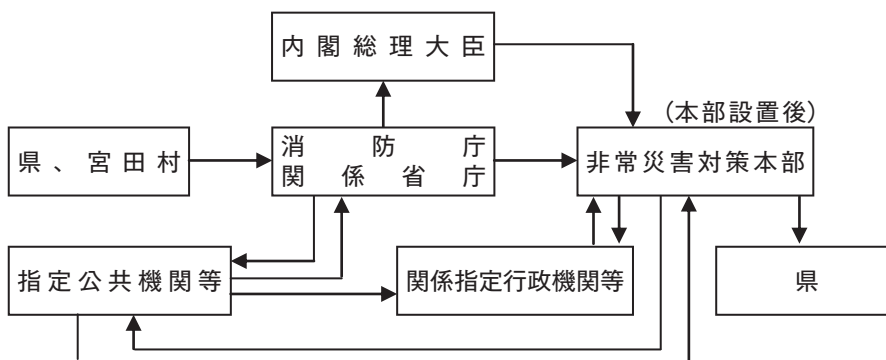
- (1) 村は、消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行うものとする。

林野火災における連絡体制

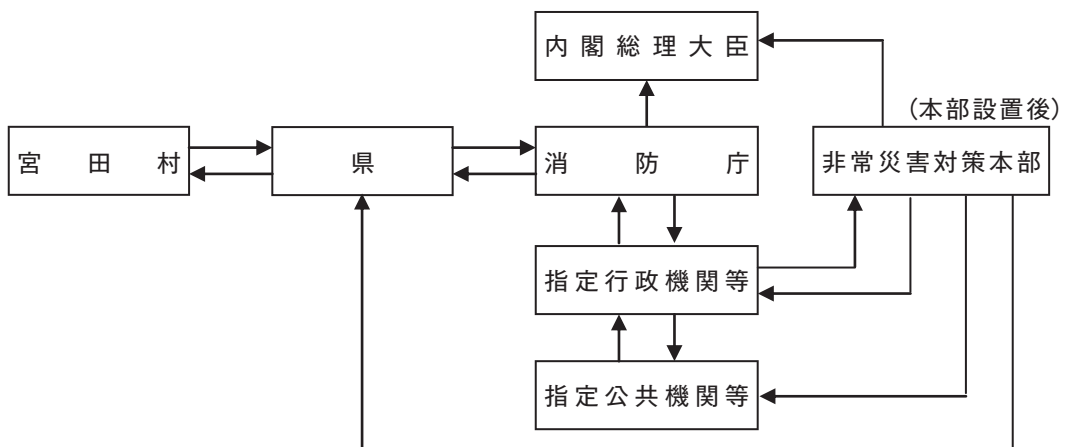
(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



一 雪 害 対 策 編 一

第1章 災害予防計画

基本方針

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、高速道路及び村道等の交通確保及び緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

第1節 雪害に強い地域づくり

第1 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い村づくりを行うものとする。

第2 主な取り組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い村づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 大雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 4 雪害に関する知識について住民に対して普及、啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強い村づくり

村は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い村づくりを行うものとする。

本村は、比較的降雪量は少ないが、近年の気象の変化により、積雪量が30センチメートルを超えることもある。そのため、雪害に強いまちづくりに万全を期する。

- (1) 雪害に強い村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的、計画的に推進する。
- (2) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害、土砂災害を防止するための事業等を推進する。

2 道路交通の確保計画

村内の冬期道路交通を確保するため、村は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。

また、県と村及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場

合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速、適切に対応するよう努めるものとする。

(1) 村は、除雪体制を整備し、大雪時には、道路交通を緊急に確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うなど、道路機能の確保を図るものとする。

(2) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図るものとする。

【県、村及び関係機関が実施する計画】

ア 大雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、県、村及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。

イ 大雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、県、村及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。

【関係機関が実施する計画】

ア 関係機関は、所管する道路等の円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量、積雪量、気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。

イ 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努めるものとする。(中日本高速道路㈱)

ウ 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努めるものとする。(路線バス会社等)

エ 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行うものとする。

オ 緊急確保路線及び除雪優先路線の設定に基づき、緊急時には必要に応じて県と村との相互除雪を実施するものとする。(伊那建設事務所)

【住民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

3 授業の確保等（教育委員会）

保育園、小学校、中学校においては、幼児及び児童生徒（以下この節において児童生徒等という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(1) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように努める。

(2) 県が実施する対策に準じて、村の防災計画等をふまえて適切な対策を行うものとする。

(3) 学校長は、緊急時、学校と児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡できる体制を整備するものとする。

4 雪害に関する知識の普及、啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々

の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要である。

- (1) 降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、住民に対する雪害に関する知識の普及、啓発を推進する。
- (2) 自主的除雪に不安がある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取り組み

- 1 気象警報、注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化する。
- 3 避難収容に使用することが想定される施設の建設にあたっては、雪崩災害等の危険性に対する配慮を行う。
- 4 雪処理の担い手確保の体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第2章災害応急対策計画第1節「災害直前活動」の「気象警報・注意報等の伝達活動」とおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。

2 緊急輸送関係

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。

このため、各機関は、除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保を図るものとする。

- (1) 村は、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性を確保するものとする。

3 避難収容関係

学校等の避難施設としての使用が予想される施設の建設にあたっては、雪害等の災害に対す

る安全性、寒さに対する配慮等を行うものとする。

- (1) 公民館、学校等の公共施設は、道路交通機関など雪害等の影響に少ない場所へ設置する。
- (2) 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。
- (3) 応急仮設住宅等の設置に適した、道路交通機関など雪害等の影響に少ない場所を把握する。

4 雪処理関係

雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、各機関は、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受け入れ等に関する体制の構築に努めるものとする。

- (1) 大雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進するものとする。
- (2) ボランティアを地域で受け入れるための体制作りを図るものとする。
- (3) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努めるものとする。
- (4) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図るものとする。

【社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する計画】

- ア ボランティア事前登録の推進を図るものとする。
- イ 除雪ボランティア活動環境の整備に努めるものとする。

第3節 観測・予測体制の充実

第1 基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力による県民に対する情報提供体制の整備が必要である。

第2 主な取り組み

- 1 降積雪等に関する観測、予測体制の充実、強化を図る。
- 2 住民に対する情報の提供体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、県が実施する降積雪のデータの保存・整理などとの連携に努めるものとする。

【関係機関が実施する計画　－長野地方気象台－】

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報、注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。

2 情報提供体制の充実

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進するものとする。

- (1) ケーブルテレビ放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。
- (2) インターネットポータル会社等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討するものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本村は、太平洋側の影響を受ける地域に属するため、降雪は比較的少なく推移してきたが、近年の気象の変化により、30センチメートルを超える降雪を見ることも稀ではなくなっている。このため、雪害防止対策について、本章では、雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定めるものとする。

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

雪害の発生する恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報、注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 住民の避難誘導等

第3 活動の内容

1 気象警報・注意報等の伝達活動

長野地方気象台から気象警報・注意報等が発表された場合、住民等に対し速やかに広報・伝達する迅速な活動体制をとる。なお、活動体制については、本章第1節「災害直前活動」、第2節「災害情報の収集・連絡活動」、第3節「非常参集職員の活動」に準じて実施する。

- (1) 村は、気象警報、注意報が発表された場合、住民にとってわかりやすい情報を、事業者との連携による災害情報自動配信（例エリアメール）・宮田村安心安全メール等を利用して速やかに伝えるよう努める。

【関係機関が実施する対策 -長野地方気象台-】

気象業務法に基づく警報、注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。

＜長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報＞

発表官署	長野地方気象台	
府県予報区	長野県	
一次細分区域	南部	
市町村等をまとめた地域	上伊那地域	
警報	暴風雪 (平均風速)	17m/s雪を伴う
	大雪(12時間降雪の深さ)	20cm
注意報	風雪 (平均風速)	13m/s 雪を伴う
	大雪(12時間降雪の深さ)	10cm
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い。または日降水量が15mm以上
	着氷	著しい着氷が予想される場合
	着雪	著しい雪が予想される場合

- (注) 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表される時は、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報に切りかえられる。
2 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。
3 警報・注意報基準一覧表の解説については、風水害対策編第3章第1節「災害直前活動」にある内容を参照する。

2 住民の避難誘導等

積雪、降雪、融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

- (1) 村は、住民の避難が必要とされる場合には、避難勧告、避難指示を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。

第2節 除雪等の実施

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路等の除雪作業の実施
- 2 要配慮者への除雪等の実施
- 3 農林施設等の雪害対策の実施
- 4 雪害時における鉄道の運航を確保するための活動の実施
- 5 雪害時における倒木等による電気、通信・放送施設の復旧活動の実施
- 6 文化財の積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等の活動

救助、救急、医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。又、通勤、通学等の交通を確保するためにも、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線等を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

(1) 村は、計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図るものとする。

(2) 村と除雪に関する関係機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置するものとする。

(3) 道路交通の確保

積雪、凍結は、交通事故の発生のほか、故障車、放置車等による車両の走行不能、交通の渋滞が予想され、こうした場合の道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪対策を講ずる。積雪による道路交通の確保は、建設部建設班が村内の業者を依頼して行う。

ア 各年度降雪期当初に除雪機械及びオペレーターを所有する業者を選定し、積雪時の道路交通を確保するため、機械除雪の委託契約を締結する。

イ 市街地を中心とする幹線道路について、補助除雪として積雪5～10センチを目安に、村の除雪車等により除雪作業を開始し、原則として通勤通学時間帯の前に完了させる。

ウ 1次除雪は、村内のおおむね2分の1が積雪深10センチメートル以上に達した場合は、幹線路を中心に第1次除雪路線の除雪作業を行う。

この場合前記アにより、あらかじめ委託契約を締結した業者に迅速、適切な指示を行う。

- エ 前記ウの除雪のほか凍結防止薬剤、融雪剤及び焼砂の確保を図り、必要に応じて散布又は配布する。
- オ 2次除雪は積雪が30センチを目安に役場の指示により、さらに体制を強化して実施する。
- カ 住民の近隣生活道路の確保を図るため、住民相互においても、それぞれ周辺道路の除雪を行いこれに協力する。また、除雪車両の妨げとなるため、路上駐車を行わないよう配慮する。
- キ 積雪の状況を間断なく把握し、国、県道における除雪の必要性の生じた場合は、伊那建設事務所長と連絡、協議をし、除雪要請をする。
さらに、大雪警報等が発令され、さらに除雪体制の強化が必要な場合は、3次除雪として、役場の指示により村内全業者に依頼し除雪を行う。
- ク 除雪のほか、交通量が多く路面凍結のおそれがある坂道や日陰部分に、通勤通学時間帯及び夕方前から、凍結防止剤の散布を実施する。
- ケ 大雪時には、高速道路、国道、県道の道路管理者と規制情報の交換及び連絡調整を行い、防災行政無線等によって道路利用者に迅速で正確な情報を提供し、交通網の確保を図る。
- コ 大雪警報発令時には、解除になるまで職員が待機し、情報収集及び住民からの問い合わせや苦情処理にあたる。また状況に応じ、雪害警戒本部や雪害対策本部を設置する。
- サ 大雪時の緊急通行確保路線（村道）は、建設部が設定する緊急確保路線及び除雪優先路線に基づくものとする。

除 雪 優 先 路 線		
区 分	路 線 名	備 考
村 道	伊那西部広域農道	※緊急確保路線
	北割線	
	町駒ヶ岳線	
国 県 道 (伊那建設事務所)	国道153号線	※緊急確保路線
	県道栗林宮田（停）線	

- シ 通学路の除雪対策のため、各地区と連絡調整をし、PTA等への協力要請を行い、村においても必要な除雪を実施する。
- ス 家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努める。

【住民の実施計画】

- ア 村で除雪できない村道等の生活道路、歩道、自宅周辺については、自力除雪を実施する。
- イ 除雪車両の妨げとならないよう、路上駐車を行わないよう配慮する。

(4) 防火施設の除雪等

- ア 消防団、消防署、住民の協力を得て、消火栓や防火水槽等周辺の除雪を実施する。
- イ 消防団、消防署と連携し、火災予防について注意喚起を行う。

(5) 生活関連施設等の除雪

- ア ごみ及びし尿収集路線の除雪について配慮する。
- イ 道路状況により、ごみ収集所の変更やし尿収集が困難な場合は、各地区と連絡調整し、関係住民への周知を行う。
- ウ 雪による水路の溢水を防止するため、水利組合と連絡調整しながら通水確保と水量調整を行う。また、防災行政無線等により、水路へ除雪した雪を流さないよう要請する。
- エ 自宅周辺の排雪ができるよう雪捨て場を確保し、住民に周知するとともに、取り付け道路について、運搬車両の支障が出ないように除雪を実施する。
- オ 落雪等による雪害防止のため、村有施設の雪下ろしや危険区域への立ち入り制限を実施するとともに、雪の重みによる施設の倒壊等の危険性がある場合は施設の使用禁止措置や避難措置を行う。

【住民が実施する対策】

- ア ごみ収集所の周辺等の除雪や屋根からの落雪による事故を防止するため、雪下ろしや危険区域への立ち入り禁止等の措置を実施する。
- イ 水路への排雪は避け、必要に応じ雪捨て場へ運搬を行う。

(6) 広報の実施

ア 気象警報・注意報等の伝達活動

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、ただちに村防災行政無線、ケーブルテレビ等により、住民、関係団体等に連絡するとともに、迅速な活動体制をとる。

- (ア) 除雪協力（生活道路、歩道、通学路、消火栓周辺等）
- (イ) 水路や道路への排雪の禁止
- (ウ) 落雪事故の防止
- (エ) 農業施設等への対応
- (オ) 雪害等の通報

イ 住民の避難誘導等

- (ア) 村は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、避難のための勧告、指示及び避難誘導を実施する。
- (イ) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

(7) 要配慮者への除雪等

一人暮らし高齢者等の要配慮者の自力による除雪は困難を極めることから、人命の安全と生活の安定確保を図るなど、村、地区、近隣住民らの連携により、必要な対応を行う。

- ア 民生委員・児童委員や在宅介護支援センター及び訪問介護実施事業者らにより、要配慮世帯の安否確認と状況把握、及び情報の収集を実施する。
- イ 積雪の状況に応じて、村職員を派遣して援助を行うとともに、地区の自主防災組織や社協、ボランティア団体等へ、除雪、通院、買い物、家事、介護など必要な支援を要請する。

【住民が実施する対策】

災害時住民支え合いマップ等の活用や、民生委員・児童委員との連携により、除雪等の支援を行う。

(8) 授業の確保等（教育委員会）

- ア 学校長は、学校と児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる
- イ 学校長は、天候の急変に際して村教育委員会と密接な連絡のうえ、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

(9) 農林業施設等の雪害対策

農業用ハウスをはじめとする農業施設等への雪害を防ぐため、関係機関や農業者等の協力により、必要な対応を行う。

- ア 村は、降雪状況によって、営農センター、上伊那農業協同組合等と連携をとり、防災行政無線等を活用し、雪下ろしや融雪等の対応方法の周知に努め、農業用ハウスなどの雪の重みによる倒壊・損壊等を防止するものとする。
- イ 村は、倒伏樹木による2次災害を防止するため山林所有者等と連携をとり、情報収集に努めるとともに、電線や通信用ケーブルへの影響が認められた場合は、ただちに関係機関へ連絡し、必要な対応をとるものとする。

【住民が実施する対策】

- ア 降雪状況に応じた、除雪対策を実施するものとする。
- イ 樹木の雪折れなどによる電線等への影響を発見した場合、影響が出るおそれがある場合につき、役場及び電力会社等にただちに連絡するものとする。

(10) 鉄道運行確保計画

雪害時における輸送対策については、地域住民の足を守るという観点にたち、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的な考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。このためには、的確な気象情報の把握によって降雪が激しくなる前に適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制をとり、少なくとも通勤通学期等に利用する列車については、極力運転を確保する。なお、村とも事前に打ち合わせを行い、日ごろの進路協力体制を密にし、除雪等について協力を得るなどして、運転不能という事態を極力避ける。

【東海旅客鉄道株が実施する対策】

- ア 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれに当たる。
- イ 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施する。
- ウ 雪害時においては旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じて給食、医療等の手配を行うが、非常時においては村・住民等に協力を求め、避難収容、給食、医療に万全を期する。
- エ 雪害時において旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請する。自衛隊については自衛隊法に基づき、長野県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

(11) 電気、通信・放送施設対策

風水害対策編第3章第22節「電気施設応急活動」を準用する

風水害対策編第3章第25節「通信・放送施設応急活動」を準用する

(12) 文化財の保護

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定、登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本村における指定文化財の中で、雪害のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

【所有者等が実施する対策】

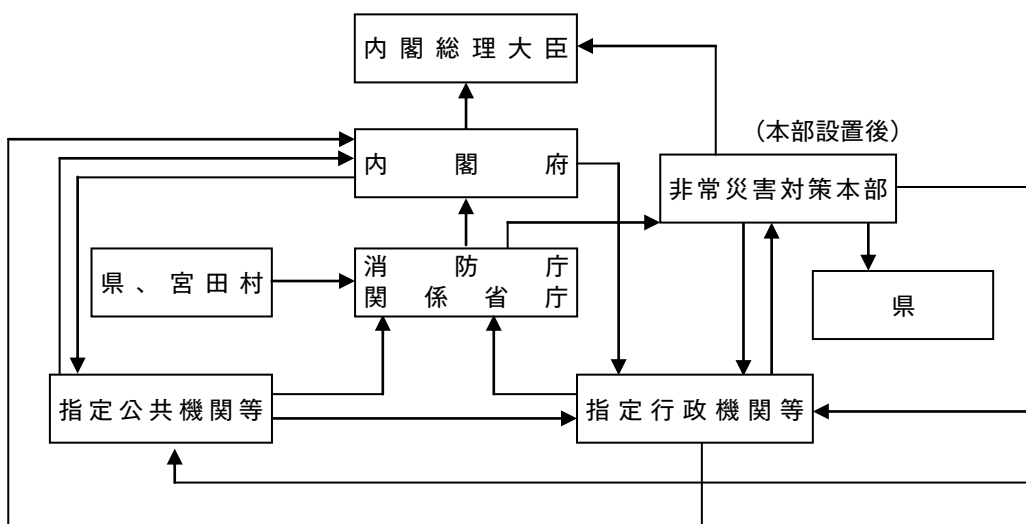
文化財建造物等の耐久度により、積雪量が一定量を超えると、破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸さないよう雪下ろしを実施する。

雪害における連絡体制

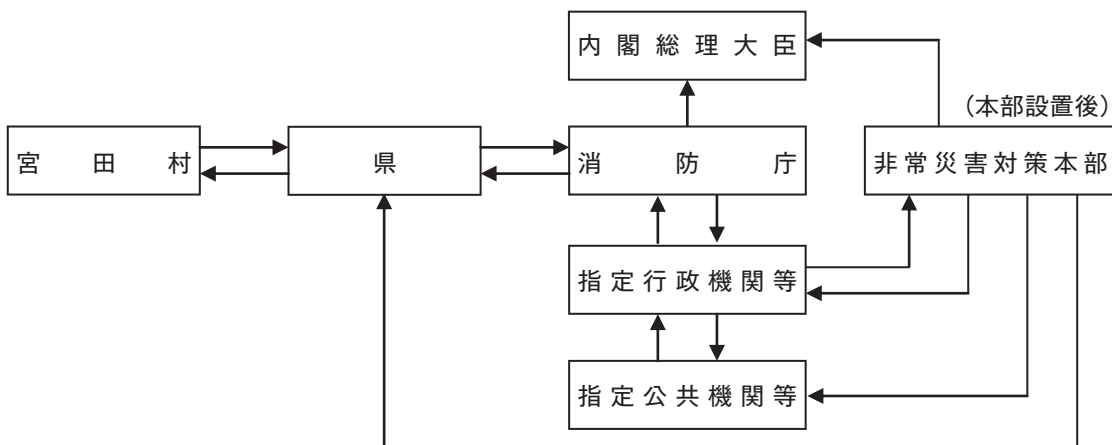
(1) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集



(3) 応急対策活動情報の連絡



一 鉄道施設災害対策編 一

第1章 災害予防計画

基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者等は鉄道事故防止のための知識の普及に努める。

第3 計画の内容

1 事故防止のための知識の普及

外部要因による事故を防止するため、鉄道事故防止等に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

【鉄道事業者が実施する計画】

全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報、啓発活動を行うよう努めるものとする。

第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等

第1 基本方針

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道、踏切等の施設や安全のための設備の整備、充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。

また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置をとる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 村、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を講じる。
- 2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備等の整備・充実に努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を講じる。
- 3 村及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講じる。
- 4 村は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置をとる。

第3 計画の内容

1 踏切道の保守・改良

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期す必要がある。

(1) 村、道路管理者及び鉄道事業者が実施する計画

踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努めるものとする。

- ア 踏切道の立体交差化
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

2 施設・設備の整備

鉄道事故を防止するため、軌道及び列車防護施設・保安設備等の点検・整備等に万全を期す必要がある。

【鉄道事業者が実施する計画】

- ア 事故を防止するとともに、事故の発生に際し、迅速かつ円滑な措置をとることができるよう、以下の対策を行うものとする。
 - (ア) 線路・路盤等の施設の適切な保守
 - (イ) 線路防護施設の整備の推進
 - (ウ) 列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実
 - (エ) 諸施設の新設及び改良
 - (オ) 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備
 - (カ) 救援車、作業車等の整備
 - (キ) 建築限界の確認
 - (ク) 保安設備の点検・整備
- イ 非常用具及び応急工事用具、材料は、年2回以上の点検を行い、整備しておくとともに、これを使用したときは、その都度点検しておくものとする。また、これらの保管箇所及び数量を関係社員に周知しておくものとする。

3 鉄道施設周辺の安全の確保

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置をとる必要がある。

- (1) 村は、大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険個所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講じるものとする。

4 被害の拡大を防止するための事前の措置

大規模事故が発生した際に、さらなる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置をとっておく必要がある。

- (1) 村は、主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施するものとする。

【鉄道事業者が実施する計画】

- ア 鉄道事業者及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法等を定めるよう努めるものとする。
- イ 事故等の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努めるものとする。

第3節 鉄道車両の安全性の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故を防止するためには、鉄道車両の安全性をより一層向上させることが重要であり、そのため鉄道事業者は、検査体制の充実に努める必要がある。

第2 主な取組み

- 1 鉄道事業者は、検査体制を充実させるため、検査精度の向上及び検査データの科学的分析等に努める。

第3 計画の内容

1 検査体制の充実

鉄道車両の安全性をより一層向上させるため、検査体制の充実に努める必要がある。

【鉄道事業者が実施する計画】

- ア 新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るものとする。
- イ 車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

第4節 鉄道交通に携わる人材の育成

第1 基本方針

大規模鉄道事故及びそれによる被害の拡大を防止するためには、鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めることが重要であり、人材の育成に努める必要がある。

第2 主な取組み

- 1 鉄道事業者は、乗務員等に対する教育成果の向上を図るとともに、検査担当者等の教育訓練の充実に努める。

第3 計画の内容

1 人材の育成

鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めるため、人材の育成に努める必要がある。

【鉄道事業者が実施する計画】

- ア 乗務員及び保安要員に対する教育成果の向上を図るとともに、適性検査の定期的な実施に努めるものとする。
- イ 車両の安全性をより一層高めるため、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。
- ウ 鉄道事故に備え、あらかじめ次の事項についての具体的な応急復旧体制を定め、訓練の実施等により、社員に徹底しておくものとする。
 - (ア) 旅客の救出、救護要請及び医療機関に対する連絡・誘導
 - (イ) 旅客の誘導、連絡及び案内
 - (ウ) 社員の非常招集の範囲及び連絡方法
 - (エ) 事故応急復旧の作業分担
 - (オ) 応急復旧用機器及び材料の整備

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧、復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集、連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 村及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集、連絡体制の整備を図る。

- 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置をとる。
- 3 村及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- 4 村及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援、協力体制の確立を図る。
- 5 村、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。
- 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応方の確立に努める。
- 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。

第3 計画の内容

1 情報収集・連絡体制の整備

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集、連絡体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

- (1) 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集、伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- (2) 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立するものとする。

2 通信手段の確保等

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、外部機関との情報連絡手段を確保する必要がある。

【鉄道事業者が実施する計画】

- ア 事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努めるものとする。
- イ 外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

3 救助・救急・消火活動のための体制の整備

事故発生時における迅速かつ円滑な救助、救急、消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

- (1) 村は、風水害対策編第2章「災害予防計画」第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努めるものとする。

【鉄道事業者が実施する計画】

- ア 事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、村、県及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。

- イ 火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、県・村及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- ウ 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努めるものとする。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるように努める必要がある。

- (1) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

- (2) 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておくものとする。

【関係機関が実施する計画】

- ア 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- イ (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

5 緊急輸送活動のための体制の整備

事故発生時の応急活動に必要な人員、資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める必要がある。

- (1) 村及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

【鉄道事業者が実施する計画】

- ア 事故発生時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急輸送計画を定めておくとともに、緊急自動車の整備に努めるものとする。
- イ 緊急自動車の配置所所長は、台帳を備えつけ、責任者を指定しておくとともに、年3回以上又は出動の都度整備を行い、あわせてその機能状況を記録しておくものとする。

6 防災訓練の実施

事故発生時に適切な行動をとることによって、被害を最小限にとどめるためには、具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

【鉄道事業者が実施する計画】

事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、県及び市町村の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

7 事故復旧への備え

事故発生時の復旧作業に備え、あらかじめ計画を定めておく必要がある。

【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

第6節 再発防止対策の実施

第1 基本方針

鉄道事故が発生した場合には、類似、同種の事故の再発を防止することが極めて重要であり、そのため、徹底的な原因究明により再発防止を図る必要がある。

第2 主な取組み

- 1 鉄道事業者は事故の再発防止のため、その原因を究明し、究明した成果を安全対策に反映させるよう努める。

第3 計画の内容

1 事故原因の究明等

鉄道事故の再発防止のため、その原因を究明し、安全対策に反映させるよう努める必要がある。

【鉄道事業者が実施する計画】

- ア 事故発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故発生の直接又は間接の要因となる事実について、関係機関の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。
- イ 事故の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努めるものとする。
- ウ 事故復旧に従事する者は、事故の原因調査に協力するものとする。
- エ 事故復旧に従事する者は、関係物件を保持するとともに、現場見取り図、写真等必要な資材を提供するものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定めるものとする。

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を確立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、ただちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集、連絡体制を整備する必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集し、村及び関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査、収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。

第3 活動の内容

1 鉄道事故情報等の連絡

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集し伝達する必要がある。

- (1) 村及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。
- (2) 発見又は連絡に基づき、村はただちに、関係機関と連携して、警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

- (3) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置をとるものとする。

【鉄道事業者が実施する対策】

- ア 発見又は連絡に基づき、東海旅客鉄道(株)はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置をとるものとする。

2 その他各種情報等の収集・連絡

事故発生後の第1次情報（被害速報等）をはじめ、応急対策のために必要な各種の情報を、迅速かつ円滑に収集し伝達する必要がある。

関係機関は、事故発生直後の第1次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についてあらかじめ定めた連絡体制に基づき、互いに連絡を取り合うものとする。

第2節 活動体制及び応援体制

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事業者は、被害の拡大の防止のため、発災後速やかに必要な措置をとり、必要な体制をとる。
- 2 県及び村は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し又は応援を実施する。
- 3 県及び村は、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、自衛隊に災害派遣を要請するための手続をとる。

第3 活動の内容

1 鉄道事業者の活動体制

大規模鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに活動体制を整え、適切な応急対策を実施する必要がある。

【鉄道事業者が実施する対策】

- ア 被害拡大防止措置
 - (ア) 関係列車の非常停止の手配
 - (イ) 乗客の避難
- イ 活動体制の確立
 - (ア) 職員の非常招集
 - (イ) 情報収集連絡体制の確立

(ウ) 対策本部の設置

ウ 非常招集の事故が発生したときは、東海旅客鉄道(株)飯田支店内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置するものとする。

エ 対策本部と復旧本部との間に、情報連絡を直接行うための臨時直通回線、ファクシミリ等必要な情報連絡設備を設置するものとする。

2 広域応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、県、市町村は広域応援を要請し、また他の県・市町村からの要請に応じて応援を行う。

(1) 村は、鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他県・他市町村に応援を求めるものとする。

(2) 村は、他県・他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整えるものとする。

3 自衛隊派遣要請

大規模鉄道事故が発生した場合において、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、県は自衛隊に災害派遣を要請する。

(1) 村は、鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊災害派遣要請活動」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めるものとする。

第3節 救助・救急・消火活動

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救急・救助活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が強力に連携する必要がある。

第2 主な活動

1 村及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急、救助、消火活動に努める。

第3 活動の内容

1 救急、救助、消火活動

救急・救助・消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、県・市町村及び鉄道事業者等が強力に連携する必要がある。

(1) 村は、風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施するものとする。

【鉄道事業者が実施する対策】

ア 事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救

急、救助活動に可能な限り協力するよう努めるものとする。

イ 事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保するとともに、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

第2 主な活動

- 1 緊急交通路を確保するため、交通規制を行う。
- 2 鉄道事業者は、代替交通手段の確保に努める。

第3 活動の内容

1 緊急交通路の確保

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保する必要がある。

警察等は、緊急通行車両の通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

2 代替交通手段の確保

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

【鉄道事業者が実施する対策】

- ア 他路線への振り替え輸送
- イ バス代行輸送
- ウ 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送

第5節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。

また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

第2 主な活動

- 1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災者家族等への情報伝達活動

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

- (1) 村及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

2 一般住民への情報伝達活動

鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。

- (1) 村及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

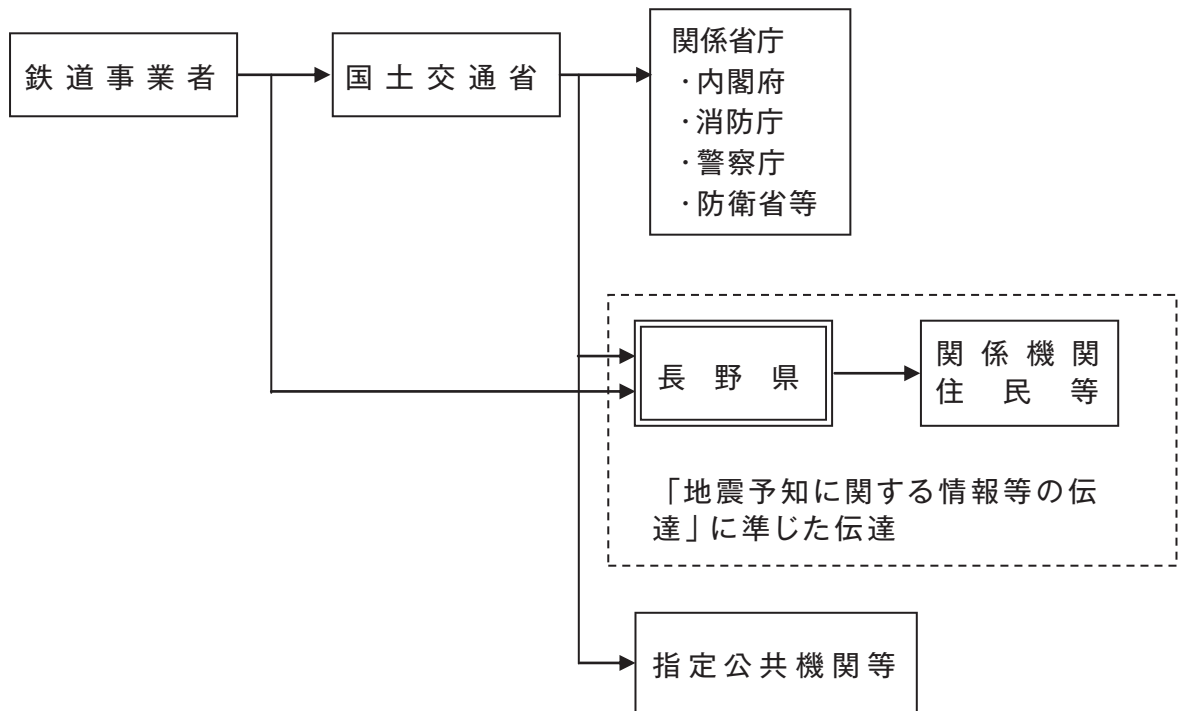
このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行うものとする。

【鉄道事業者が実施する対策】

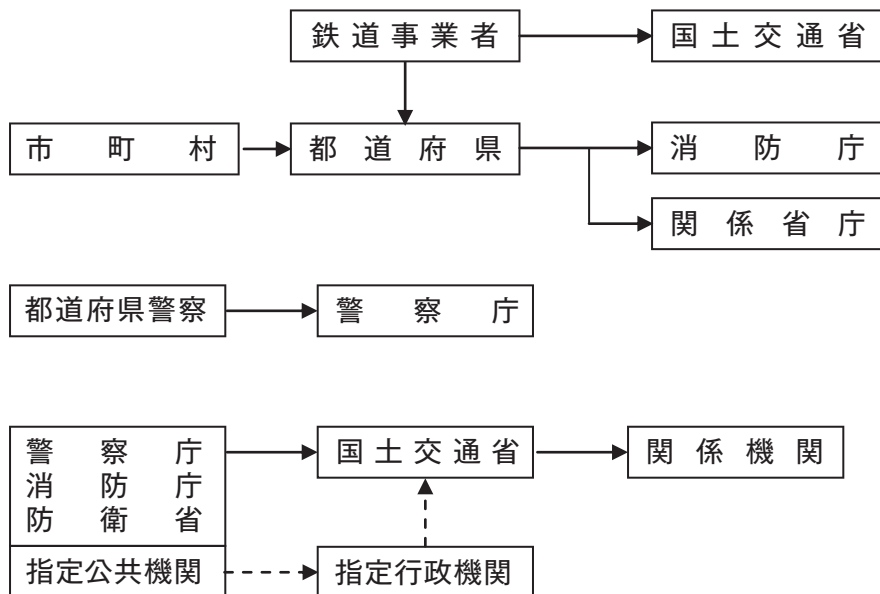
- ア 鉄道事業者は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行うものとする。

<鉄道災害における連絡体制> 資料：長野県地域防災計画その他災害対策編平成25年度修正版
 鉄道災害における連絡体制

(1) 鉄道事故情報の連絡

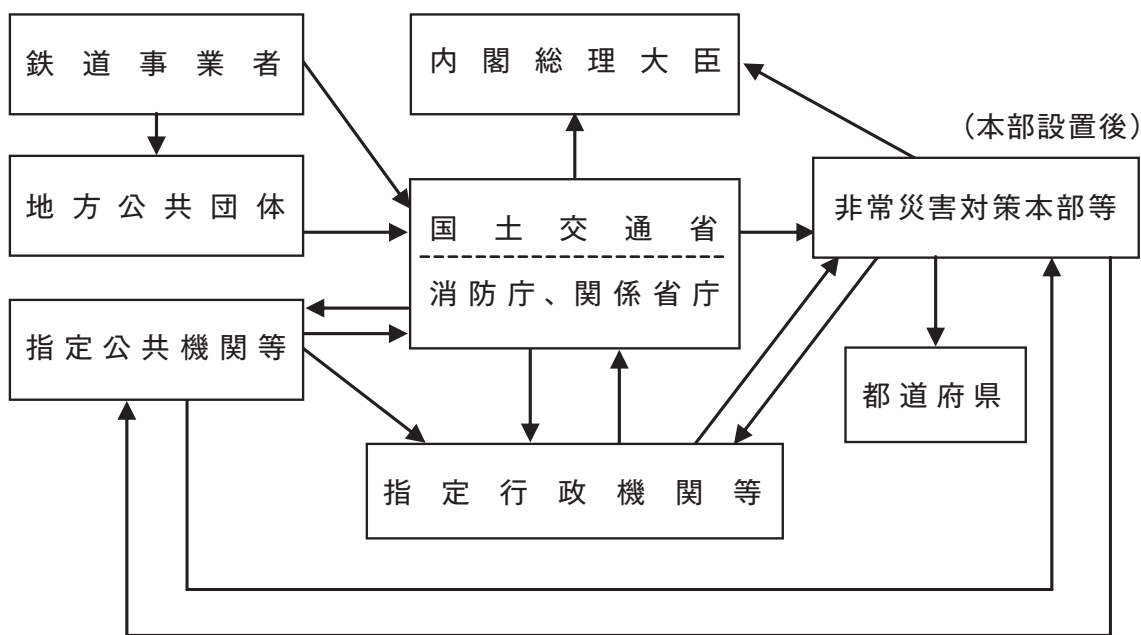


(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

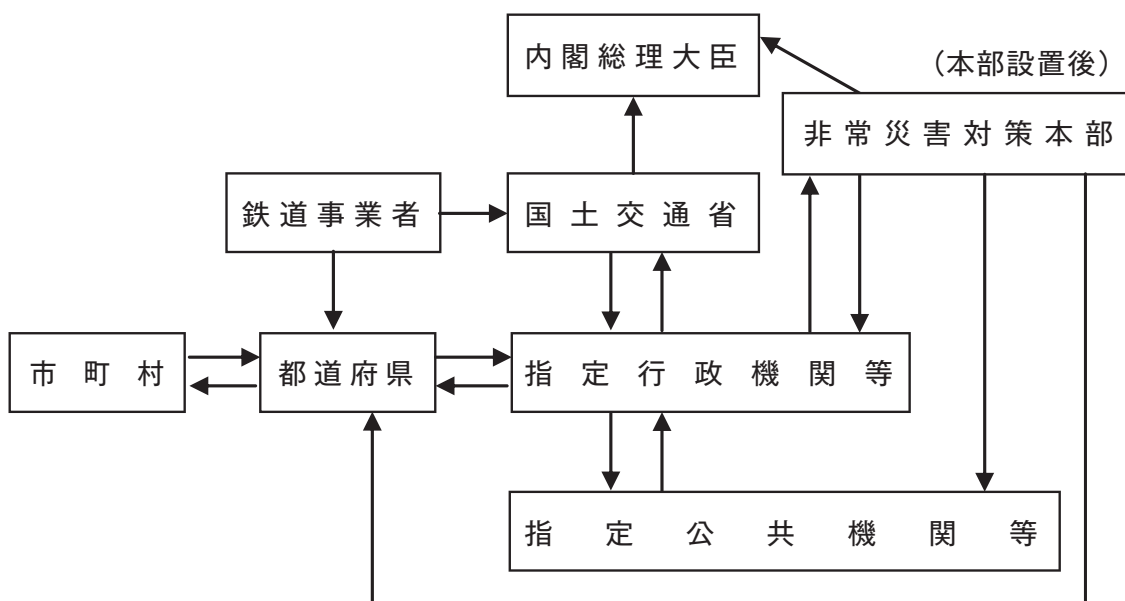


大規模な場合
 (-----▶ は、指定公共機関の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。